

米国原子力規制委員会の行政審判制度について

—原子力安全許認可審査パネル (ASLBP) の紹介—

Administrative Board in the US NRC

—Introduction to The Atomic Safety and Licensing Board Panel—

キーワード：米国NRC、ASLBP、原子力規制、行政審判

佐藤佳邦

米国の原子力規制委員会 (NRC) では、その内部組織として法律家と技術者の双方で構成される特殊な行政審判制度である、原子力安全許認可審査パネル (ASLBP) を採用している。本研究ノートでは、その制度の特徴、NRC審査における位置付け、通常の行政法判事制度との異同を明らかにするほか、実際の審査事例を紹介し、その特徴を明らかにする。

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 米国 NRC の審査体制 <ol style="list-style-type: none"> 2.1. NRC の組織構造 2.2. 原子炉安全諮問小委員会 (ACRS) 3. NRC の行政審判制度としての ASLBP <ol style="list-style-type: none"> 3.1. NRC 以外の行政機関における行政法判事 (ALJ) 制度 | <ol style="list-style-type: none"> 3.2. ASLBP による行政審判制度とそれを支える行政審判官 3.3. 実際の行政審判の事例 3.4. 行政審判に対する委員会によるレビュー 4. まとめと今後の課題 <ol style="list-style-type: none"> 4.1. まとめ 4.2. おわりに |
|---|---|

1. はじめに¹

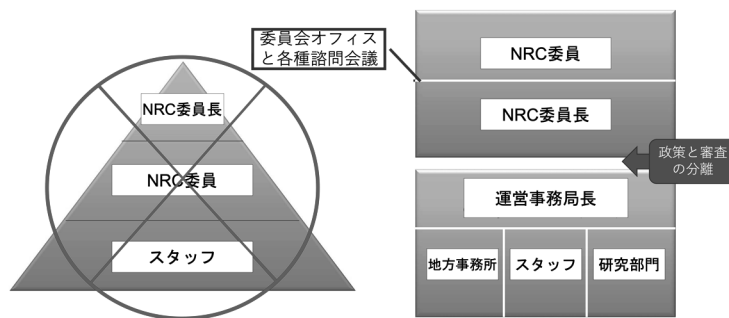
米国では、NRCが、原子力事業者に対する立地・運転といった各種ライセンス付与の可否を審査する²。この審査は原子力事業にかかわる法律への適合性審査という法的判断である一方で、工学をはじめとする各種の技術的専門性も要求されるという、二面的な性質を有する。そこでNRCは、法律家と技術者の双方で構成されるASLBPと呼ばれる、特殊な行政審判制度を採用している。

ASLBPについてはすでに、原環センター [2010]、三菱総研 [2017]、元NRCの幹部職員 のDickman [2013] といった各種文献による紹介がある³。しかしこれら文献においては、ASLBPをめぐる制度に関する法律の詳細や、具体的な審査事例の詳細について触れたものはみられなかった。我が国の原子力規制は、各種許認可制度や規制体制、特に原子力規制委員会という行政委員会が安全審査を実施する点など、米国NRCをモデルとするところが多い。したがって、将来、原子力の各種許認可手続きや

¹ 本稿では適宜、以下の略語を用いる。米国につき、NRC = 原子力規制委員会 (Nuclear Regulatory Commission)、ASLBP = 原子力安全許認可審査パネル (Atomic Safety & Licensing Board Panel)、ACRS = 原子炉安全諮問小委員会 (Advisory Committee on Reactor Safeguards)、ALJ = 行政法判事 (administrative law judge)、OPM = 連邦人事管理局 (Office of Personnel Management)。日本につき、規制委 = 原子力規制委員会、規制庁 = 原子力規制庁、炉安審 = 原子炉安全専門審査会。

² 稲村 [2021] は、長期間運転ライセンスをめぐる NRC による審査の特徴と課題を報告している。

³ 原環センター [2010] は、ユッカマウンテン廃棄物処分場をめぐる ASLBP による聴聞の実施状況などを細かく報告している。三菱総研 [2017] は、制度概要のほか、ターキーポイント 6・7 号機建設をめぐる反原子力団体による申立てを取り上げ、ASLBP の判断を紹介している。元 NRC 幹部職による Dickman [2013] は、米国 NRC と日本の規制委とを比較した上で、日本における類似制度の採用を提案している。このほか、NRC を含めた各国の原子力安全規制を幅広く調査したエネ法研 [2013] や、エネ総工研 [2017] も同制度について言及している。



出典：Dickman [2013, 2015] から筆者作成

図1 NRCの構造に関する理解

規制のあり方を議論する際には、米国NRCの規制実態は、一助となろう。そこで本研究ノートでは、米国のASLBPの概要を示したあと、若干の検討を行う。

そのためまず次章では、NRCの組織構造を解説する。3章では、NRCのASLBP制度のモデルとなっている、行政法判事制度の概要と特徴を整理し（3章1節）、その上で、NRCのASLBP制度を紹介し、技術的判断が求められるNRCが通常の行政法判事制度をそのまま採用せず、独自の制度を採用していることとその背景を示す（3章2節）。その上で、実際の審査事例を取り上げることで、ASLBPが法律家と技術者が双方の専門性を補完して、ライセンスの審査にあっていることを示す。最後に4章では若干の検討を行う。

2. 米国NRCの審査体制

2.1. NRCの組織構造

NRCの組織構造については、すでに多くの文献が紹介しているので〔鈴木ほか2006、広瀬

2010、西田2013、早稲田大学2014、Dickman 2013、Dickman 2015〕、以下では概略を述べる⁴。

NRCの本体たる委員会 (Commission) は、大統領が指名し連邦議会上院が承認する5名の委員 (Commissioners) で構成され、うち1名は委員長 (Chairman) として委員会を対外的に代表する。各委員の任期は、5年である。

原子炉等の安全審査との関係で重要なことは、委員会や個々の委員はNRCの運営や事業者の審査に直接はかかわらないことである。また、委員自らは科学的なピアレビューや技術的調査も行わず、さらに各種許認可をめぐる聴聞手続きも実施しない。

したがって、図1に示したように、NRCは委員長をトップとしたピラミッド型組織ではない〔Dickman 2013〕。実務を担うのは運営事務局長 (Executive Director for Operations) をトップとする運営事務局の役割であって、個々の委員や委員会はこれらに関わらないという、職能分離 (図1に示した、政策と審査の分離) が徹底されている〔Dickman 2013、Dickman 2015、早稲田大学2014, p.11〕⁵。

⁴ 鈴木ほか [2006] は、NRC の内部組織、財務基盤、権能、役割などについて詳細に記述している。とくに、NRC に求められる独立性は、行政府 (政権) や政党からの独立を意味する「政治的独立性」に加えて、技術的な判断で他者に依存しないことを意味する「技術的独立性」の二つの側面を有していることなどが報告されている。その上で規制委設置以前の体制 (原子力安全委員会、原子力安全基盤機構、原子力安全・保安院) の独立性に改善の余地があることを指摘している。西田 [2013] はNRC 内部の組織構造

や、NRC 委員およびスタッフの採用や育成方法などを細かく記述するほか、NRC の規制方針として、独立性・開放性・効率性・明瞭性・信頼性の5原則が定められていることなどを述べている。早稲田大学 [2014] は、NRC の組織やより広い米国のエネルギー政策の位置付けなどについても詳論している。

⁵ Dickman [2013] は、NRC の委員は裁判官のようなものと形容している。

このほかNRCには、委員会や事務局組織のほかに、ACRSやASLBPといった各種審査会等(Committees & Boards)が置かれている。以下では、まず次節で、安全審査において重要な役割を果たすACRSについて述べ、ライセンス手続きにおいて重要な役割を果たすASLBPについては章をあらためて検討する⁶。

2.2. 原子炉安全諮問小委員会 (ACRS)

ACRSは、米国の原子力法 (the Atomic Energy Act) 29条に基づいて設置される機関である⁷。ACRSは1957年の法改正で、NRCの内部機関と正式に位置付けられた⁸。

ACRSのメンバーは、原子力関連技術の専門家の中から、委員会が任命する。法定の任期は4年で、その総数は最大で15名である。法律上、再任回数の制限はないが、通常は最長3期で退任する⁹。

ACRSは、事業者がNRCに提出した原子力施設の設置・運転ライセンスやライセンス延長などの申請について、NRCの事務局スタッフによる審査とは別個に、独立の立場で安全面のレビューを行う(原子力法182条b項)¹⁰。NRC内部に設置されてはいるが、各種の技術的専門性を有する者が任命され、ACRSは「外部専門家の集まり」¹¹であって、いわば「独立した行政機関の内部の独立した技術組織 (An independent technical body inside an independent agency)」 [Dickman 2015, p.6] である。

科学的レビューを実施しない委員会 (Commission) に代わって、ACRSがこれを実施し、委員会に諮問する。委員会は、事業者の各種申請を審査する際に、事務局スタッフを通じて受け取る申請書や事務局による安全レビューに加えて、ACRSの諮問意見も参考にして、委員会としての最終的な判断を下す。ACRSの意見はあくまでも「諮問的 (advisory)」なものだが、委員会はこれを考慮しなければならない。

ACRS内部の手続きは、bylawsと呼ばれる施行規則 (内規) に定められている¹²。施行規則は、テーマごとに下部委員会 (subcommittee) を設置可能であること (6条)、ACRSの補佐のためのコンサルタントを利用可能であること (13条)、申請事業者との利害対立によるメンバーの忌避・除斥に関すること (4条5項)などを定めている。事業者との関係で重要なものとして、ACRSの報告書が委員会による決定の前提となっているような場合においては、産業団体その他の各種利害関係人は、報告書の公表前にACRSと議論する機会を付与される (4条1項)。

また、ACRSの会合は原則として一般に公開され、一般からの意見陳述の申し出をすることができる。

このほかACRSは、個別のライセンス審査における安全レビューに加えて、各種規制基準の策定などにおいて、諮問意見を述べる役割を与

⁶ このほか、医療用同位体諮問小委員会 (Advisory Committee on the Medical Uses of Isotopes: ACMUI) が設置されている。

⁷ ACRSの組織や活動を詳しく紹介する邦語文献としてJANUS [2008]があるほか、エネ法研 [2013]なども言及している。なお、1961年に設置された日本の炉安審は、米国のACRSをモデルとしている [西脇 2014]。

⁸ ACRSはNRCの前身である原子力委員会 (Atomic Energy Commission) が、原子炉の健康・安全の技術的評価を行う諮問機関として1947年に立ち上げた原子炉安全審議会 (Reactor Safeguards Committee) が元になっている。さらに1950年に立地における環境評価などを実施するためのNRCの内部組織 (原子炉立地問題に関する工業委員会 (Industrial Committee on Reactor Location Problems)) が設置され、両者が1953年に統合してACRSとなった。ACRS

は発足当初は法律上の根拠を有さなかったが、1957年の法改正 (ブライス・アンダーソン法) により、法定の機関となった。このほか、かつては核廃棄物・燃料に関する諮問小委員会 (Advisory Committee on Nuclear Waste & Materials) が存在していたが、2008年にACRSに統合された。

⁹ 再任回数を原則3回までとする運用方針は、1983年にNRCによって採用されたとされる。この点について直接、一次文献に当たることはできなかったが、米国下院歳出委員会に対するスタッフのレポート [House of Representatives 1985, p.23] に同趣旨の記載がある。

¹⁰ ACRSは、スタッフを通さず、委員会 (Commission) に対して直接報告を行う (10 CFR § 1.11(c))。

¹¹ Aeschliman v. Nuclear Regul. Comm'n., 547 F.2d 622, 630 (D.C. Cir. 1976)。

¹² Advisory Committee on Reactor Safeguards Bylaw, April 2018。

えられている¹³。

NRCのウェブサイトによれば、2021年11月現在、ACRSには12名が指名されており、その専門分野は原子力工学、リスク評価、材料化学など幅広い分野にわたっている。メンバーは各分野で30年から45年程度の経験を有しており、年齢構成はかなり高くなっている¹⁴。事業者の各種申請を直接審査するのは事務局スタッフで、ACRSはあくまでこれらを第三者的視点でチェックするという役割に鑑みて、経験の長い人物が選任されていると思われる。

3. NRCの行政審判制度としてのASLBP

NRCは、原子力法に基づく各種ライセンスについて、その付与・延期・剥奪又は修正を行うが、このプロセスにおいて、事業者による申請をめぐるNRCスタッフの判断を独立にレビューしたり、そのプロセスに利害関係人としての参加を希望した者に対する聴聞手続きを主宰する、原子力安全許認可審査会パネル(ASLBP)という行政審判のための制度が設けられている(米国原子力法191条)。

本章ではまず、3.1節で、NRCのASLBPの基礎となっている、米国の各種行政機関にけるALJ制度について解説する。その後、3.2節から3.4節でASLBP制度の特徴や実際の事例などについて検討する。

3.1. NRC以外の行政機関における行政法判事(ALJ)制度

3.1.1. 行政法判事制度の概略

NRCには、委員会(Commission)や各委員から独立して各種の判断を下すASLBPが置かれている。個々の事案で判断を下すのは、ASLBPから事案ごとに選ばれた3名の行政審判官(administrative judges)で構成される審判会議(Board)である¹⁵。

このNRCの行政審判官の制度は、米国の各種行政組織内における行政審判手続きを主宰する、行政法判事(administrative law judge: ALJ)の制度を参考にしている¹⁶。

ALJは、判事(judge)という名称にもかかわらず連邦や州の裁判所ではなく、各種の行政機関に所属しており¹⁷、行政機関の処分等について独立の立場で法的な手続きに基づいて判断を下す。

ALJの任用プロセスは、連邦人事管理局(OPM)が定める厳格な統一基準に従うが、全米のいずれかの州における法曹資格を有することが要件となっている[総務省2012, p.5]。各行政機関によるALJの採用はメリットベース(能力主義)によることとされており、原則として、OPMが作成した候補者リストの上位から採用される。また、ALJの職権行使や判断にその所属機関からの影響が及ぶことを防止するために、その行政機関による直接的な人事評価を禁止するなど、様々な取り決めがある[総務省2012]。

¹³ 前述のように炉安審はACRSをモデルに設置されたが(前掲注7参照)、炉安審の機能はもっぱらこちらのみに特化したものとなっている。

¹⁴ メンバーの具体的な年齢は不明であるが、たとえば本稿執筆時(2021年11月)の議長(Chairman)であるMatthew Sunseri氏は原子力運転事業者の出身で、原子力プラントの運転管理に関する職務経験が30年に及ぶとされている。プラント設計の専門家であるメンバー(Peter Riccardella氏)は、同分野での経験が45年にも及ぶとされている。

¹⁵ NRCのadministrative judgeの訳語については、「行政判事」とするものもあるが、ここでは「行政審判官」とした。またadministrative law judgeについては、「行政法判事」とする文献[例：宇賀1984、宇賀1985、宇賀2000、公取委

2019]と「行政法審判官」とする文献[例：大橋2011、総務省2012]があるが、ここではより一般的と思われる「行政法判事」とした。

¹⁶ 米国のALJ制度については、宇賀判事による一連の論文[宇賀1984、宇賀1985、宇賀2000]のほか、総務省による調査報告書[総務省2012]が詳しい。このほか、米国の最近の法律文献で同制度に焦点を絞って検討したものとして、Yoder[2002]、Felter[2010]、Craddock[2013]、Glazar[2014]、Barnett[2016]がある。

¹⁷ したがって、ALJには、連邦裁判所の判事に認められる終身の身分保障や給与保障といった憲法上の保護は及ばない。

ALJが最も活用されている分野として、社会保障分野や労働法分野がしばしば挙げられる。前者については、年間70万件の不服申立てを処理する連邦社会保障局 (Social Security Administration) が、1500名を超えるALJを任用している¹⁸。このほか連邦エネルギー規制委員会 (Federal Energy Regulatory Commission: FERC)、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission: FTC)¹⁹ などの行政機関も、ALJによる審判制度を置いている。

ALJによる審判制度の目的は、行政処分を第三者による視点でレビューすることであるが、これは各種処分に納得していない者からの異議を審査する準司法的な手続きであるため、ALJ候補者リストに掲載されるには法曹資格に加えて、7年以上の行政訴訟分野での経験を有することなどが要件となっている²⁰。

3.1.2. 行政法判事制度の評価

ALJは正式の裁判所 (司法部) の一部ではないものの、実質的には裁判所類似の機能を有するため、「隠れたる司法部 (hidden judiciary)」などと呼ばれ、そのあり方が従来から議論されてきたが²¹、とりわけALJの独立性が問題となってきた [例えば、Moliterno 2006]。またALJは通常、ある行政機関から任用されると当該機関で勤務を続け、他機関に異動するような人事ローテーションは採用されていない。このことは当該機関が扱う分野の専門性向上の利点がある反面で、独立性の観点からはマイナスに評価さ

れ得る²²。

以上のようなNRC以外の行政機関におけるALJに対する評価は、NRCの行政審判制度を検討する上でも参考になる。

3.2. ASLBPによる行政審判制度とそれを支える行政審判官

1962年よりNRCは、ライセンス手続きなどの事案ごとに審判会議 (Atomic Safety & Licensing Board) を設置する権限を付与されている (米国原子力法191条)。審判会議は各3名の行政審判官 (administrative judge) で構成されるが、そのうち1名は行政手続きの主宰に経験を有するもの、残りの2名は事例に関係する技術や科学の分野の専門家でなくてはならない (原子力法191条a項)。審判会議は、原子力法の下でのあらゆるライセンスや承認の付与・延期・剥奪又は修正に関連する聴聞手続きを実施し、決定を下す。1967年以後は、NRCは、審判会議のメンバーを選任するためにあらかじめ有識者からなるパネルを選任できるようになっている。このパネルがASLBPであり、2021年11月現在、20名が選任されている (図2を参照)²³。

NRCは、そのライセンスの付与や各種許認可に不服を抱く者 (利害関係人) に対して、これを争う機会を付与する義務を負っているが、その聴聞手続きを主宰するのがASLBPから選任される審判会議の役割である。現実の運用では、審判会議は、(1) 原子炉に関する許認可手続きや執行手続き、核物質の民生利用に関して生じ

¹⁸ 社会保障局のALJの総数は時期により増減するようだが、2021年9月24日までの決定をまとめたデータ (ALJ Disposition Data FY 2021) では1703名のALJの名前が確認できる。

¹⁹ 米国のFTCは日本の公正取引委員会のモデルとなった機関であるが、日本の独占禁止法がかつて採用していた審判制度は、FTCのALJによる行政審判制度に部分的に倣ったものである。

²⁰ OPMは、ALJの候補者について、各種の訴訟や聴聞手続き、または行政法手続きに関する弁護士としての職務経験が少なくとも7年に達していることを求めている [総務省2012・5頁]。このほか、ALJの要件などについては連邦規則 (5 CFR Sec. 930.201 et seq.) に定められている。

²¹ ALJをめぐる最近の動きとして、連邦最高裁判所による2018年のLucia事件判決がある (Lucia v. SEC, 138 S. Ct.

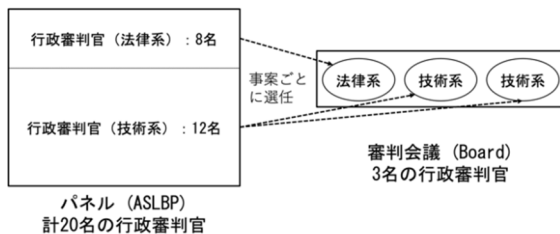
2044 (2018).)。証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) では、所属するALJについて、委員会自身ではなくその事務局スタッフが任用を行っていた。しかし連邦最高裁判所は、SECのALJはその裁量で採用可能な単なる被用者 (employee) と言うことはできず、本来大統領が任命すべき合衆国公務員 (officers) に該当するとした。その上で、大統領が任命権限を委任できる各部門の長 (the head of the department、ここではSEC委員会) が直接任用していないので、その選任は憲法に違反するとした。同事件については、伊藤 [2019] を参照。

²² これに対し、ALJの独立性・中立性は保たれているとして、同制度を肯定的に評価する文献もある [Young 1999]。

²³ したがって本来は、「パネル (ASLBP)」「審判会議 (Board)」「行政審判官」は区別されるべきものだが、本稿では説明のために適宜言い換えている。

る争点についての公開での聴聞を実施するほか、(2) ウラン濃縮施設建設などの事項に関する聴聞を実施している。

審判会議による聴聞は準司法的な手続きであるので、行政訴訟法 (Administrative Procedures Act) やその実施規則に従うことが要求されている。ただし、前節でみた各種連邦機関の行政審判ではALJが聴聞手続を実施するのに対して、NRCのASLBPでは行政審判官が行う。つまり、NRCの行政審判官は正式なALJではない。したがって、その任用にはALJのようなOPMの統制は及ばない²⁴。



出典：筆者作成

図2 ASLBPと審判会議の関係

NRCがALJではない独自制度を採用している理由は、ALJには法曹資格が要求されるどころ、技術的専門性が要求されるNRCにおいてその要件を緩和しているためである²⁵。他方で3名からなる個々の審判会議には、必ず法曹資格を有する審判官を割り当てることで、ASLBPの準司法手続的性格を担保しているのである。NRCウェブサイトの説明によると、ASLBPの行政審判官は、本人又はその配偶者若しくは未成年の子が原子力発電事業者及び主要原子力産

²⁴ ALJではない行政審判官はNRC以外にも設置されているが(例：合衆国特許商標庁における審査官)、その名称や役割は様々であり、一般化することはできない。ALJではない行政審判官について調査したACUS [2018]によると、その総数は10,000名程度と報告されているが、その多くは商務省に所属しており、同省を除くと、財務省の714名、退役軍人省の630名などとなっている。なお、非常勤の者は39名と限られており、その大部分をNRCの行政審判官が占めている。

²⁵ NRCも、1994年までは行政審判官 (administrative judge)

業企業の株式を保有することを禁じられるなど、判断における中立性を保つためのルールが定められている。

表1に2021年11月時点でASLBPに所属する行政審判官の一覧を掲げている。20名のうち、法学の学位 (J.D.) を有する者が8名、理工学系 (Ph.D) 又は医学 (M.D.) の学位を有する者が12名となっている²⁶。

表1 ASLBPの行政審判官一覧

氏名	学位
E. Roy Hawkens* 主席審判官	法学
Paul S. Ryerson* 副主席審判官 (法律)	法学
Sue H. Abreu* 副主席審判官 (技術)	医学・法学
Gary S. Arnold*	工学
G. Paul Bollwerk, III*	法学
William J. Froehlich*	法学
Michael M. Gibson*	法学
Ronald M. Spritzer*	法学
Nicholas G. Trikouros*	工学
Anthony J. Baratta	工学
Michael C. Farrar	法学
Yassin A. Hassan	工学
Thomas J. Hirons	工学
William E. Kastenber	工学
Michael F. Kennedy	工学
Lawrence G. McDade	法学
Alice C. Mignerey	化学
Sekazi Mtingwa	物理学
William W. Sager	工学
Craig M. White	地質学

2021年10月時点。*は常勤、それ以外は非常勤。

出典：NRCウェブサイトから筆者作成

20名の行政審判官のうち常勤職は9名であるが、そのうち7名は法曹資格者であり、主席行

のほかに行政法判事 (ALJ) を登用し、ASLBPのメンバーとしていた。1995年以降はASLBPには行政審判官だけが所属しているが、このような制度変更の詳細は、本稿では明らかにできなかった。

²⁶ なお2019年12月時点では、法曹資格者8名に対して医学・理工学系統が16名と1対2の割合となっており、個別の審判会議で各1名・2名が選任されることに対応していた。その後現在に至るまで4名の工学系メンバー (Wardwell 審判官、Barnett 審判官、Charbeneau 審判官、Jeffries 審判官) が辞職している。

政審判官と法律担当の副主席行政審判官のみならず、技術担当の副主席審判官も法曹資格を有している²⁷。このことは、ASLBPの手続きが法的側面を強く有することの現れである。

なお、ASLBPの行政審判官の年齢構成を見ても、ACRSと同様に、実務経験の長いメンバーが選任されている²⁸。

3.3. 実際の行政審判の事例

ASLBPによる行政審判制度は、具体的にどのような事例を扱っているのか。表2に、2006年以降に公表されたASLBPの各種決定の数を示している²⁹。

表2 ASLBPの裁定件数
(2006年以後、公表されたもの)

年	件数
2006	28
2007	17
2008	27
2009	30
2010	24
2011	39
2012	27
2013	13
2014	16
2015	31
2016	14
2017	9
2018	6
2019	11
2020*	5

*2020年は1月から6月までのデータ。

出典：NRC Issuancesより筆者作成

これを見ると、年間20件以上を超えることもあったが、2017年以降は数が少なくなっていることが見て取れる。その背景には、原子力発電所の新規立地を目指す動きなどが停滞していることがあると推察される。

次に、ASLBPが具体的にどのような事項について、判断しているのかを示すため、表3に2016年から2019年までに公表されたASLBPの決定合計30件を掲げた。そのうち多数が、同一のサイトや施設を対象とした手続きに関するものである。例えば、事例16-6、16-8、19-3、19-6、19-8はすでに運転中のFlorida Power & Light (FP&L) 社のターキーポイント原子力発電所3号機・4号機をめぐるものである。同発電所3号機・4号機では、発電所に隣接する運河に冷却水を放水して循環させているが、同発電所の運転ライセンスは運河の水温の上限を定めている。ところが気象条件の変化などによりこれを緩和する必要が出たため、そのライセンスの改定手続きが行われている。

これに対して環境保護団体などは、水温基準の緩和が環境に与える影響を問題にしており、利害関係人として審査手続きに参加している。本件においてASLBPは、各種申し立てに対して、手続きに参加する権利(参加人適格、standing)の有無といった法的観点を審査するとともに、技術的な事項についても事業者・NRCスタッフの主張と参加人の主張を参照して判断を行っている。

表に掲げた30件のうち2件が、事業者が申請したライセンスを許可する旨のNRCスタッフの判断を独立にレビューし、これを承認する旨の決定である。具体的には、PSEG社が申請した原子力発電所用地に関する早期立地許可(Early Site Permit: ESP)³⁰が妥当であると判断した事例(LBP-16-4)、そしてCrow Butte Resources社が申請したウラン採掘施設の運転許可が妥当であったとした事例(LBP-19-2)である。残りのうち26件は、NRCスタッフと事業者の申請を審査するプロセスで利害関係人としての参加

²⁷ ただし、2021年11月時点の技術担当副主席審判官は医師(M.D.)としての見識・経歴を評価して任用されている。

²⁸ NRCに掲載された経歴によれば、現在のRyerson 主席審判官は1968年に学士号を、1971年に法学位取得とあるので、現在は70代と推察される。

²⁹ これらは、NRC ウェブサイトで公開され、その公式先例

集に収録済又は収録予定のものに限られている。ASLBPの決定の大多数は公開されていると思われるが、一部、非公開(unpublished)のものもある。

³⁰ 早期サイト許可などとする文献もある。ESPの手続きについては、NRIC [2021]を参照。

表3 2016年以後のASLBPによる行政審判の例（公表済みのもの）

事件番号	日時	事業者名	申請手続きの内容	主な申立人
LBP-16-1	2016/2/29	TVA	原子力新設許可申請 (COL)	環境保護団体
LBP-16-2	2016/3/23	Rare Element Res.	レアアースの利用許可	環境保護団体
LBP-16-3	2016/4/21	FP&L	原子力新設許可申請 (COL)	個人
LBP-16-4	2016/4/26	PSEG	早期立地許可 (ESP)	*事業者の申請を承認
LBP-16-5	2016/4/29	Southern Nuclear	安全装置の変更許可	環境保護団体
LBP-16-6	2016/5/16	FP&L	ライセンス上の技術基準の改定	環境保護団体(CRAFT)
LBP-16-7	2016/5/26	Crow Butte Resources	ウラン採掘施設運転の許可	環境保護団体(CASE)
LBP-16-8	2016/5/31	FP&L	ライセンス上の技術基準の改定	NY州ほか
LBP-16-9	2016/9/7	(個人)	(原子炉運転員免許の更新)	(個人)
LBP-16-10	2016/9/15	Southern Nuclear	安全装置の変更申請	環境保護団体など
LBP-16-11	2016/11/2	TVA	原子力発電所の出力向上申請	環境保護団体など
LBP-16-12	2016/11/21	Susquehanna Nuclear	原子力発電所の所有権移管申請	環境保護団体
LBP-16-13	2016/12/6	Crow Butte Resources	ウラン採掘施設運転	環境保護団体
LBP-16-14	2016/12/13	Entergy Nuclear Operations	公営原子力の民間譲渡	環境保護団体など
LBP-17-1	2017/1/10	DTE Electric Company	原子力運転延長許可申請	環境保護団体
LBP-17-2	2017/1/13	FP&L	原子力新設許可申請 (COL)	ネイティブアメリカン部族
LBP-17-3	2017/3/13	Entergy Nuclear Operations	原子力運転延長許可申請	ネイティブアメリカン部族
LBP-17-4	2017/6/13	US Army Installation Command	劣化ウラン弾保有ライセンス	環境保護団体
LBP-17-5	2017/7/10	FP&L	原子力新設許可申請 (COL)	ネイティブアメリカン部族
LBP-17-6	2017/7/31	FP&L	原子力新設許可申請 (COL)	不明
LBP-17-7	2017/10/6	Nextera Energy Seabrook	運転ライセンスの一部変更	環境保護団体
LBP-17-8	2017/10/10	TVA	初期立地許可申請	環境保護団体
LBP-17-9	2017/10/19	Powertech USA	中間貯蔵施設建設・運転許可	個人
LBP-18-1	2018/1/8	Entergy Operations	原子力運転延長許可申請	環境保護団体
LBP-18-2	2018/3/16	Crow Butte Resources	ウラン採掘施設運転許可	ネイティブアメリカン部族
LBP-18-3	2018/7/20	Crow Butte Resources	ウラン採掘施設運転許可	環境保護団体(CRAFT)
LBP-18-4	2018/7/31	TVA	SMRの初期立地許可申請	環境保護団体(CASE)
LBP-18-5	2018/10/30	Powertech USA	ウラン採掘施設運転	NY州ほか
LBP-18-6	2018/12/13	Interim Storage Partners	中間貯蔵施設建設・運転許可	(個人)
LBP-19-1	2019/2/8	(個人)	(原子炉運転員免許の更新)	(個人)
LBP-19-2	2019/2/28	Crow Butte Resources	ウラン採掘施設運転許可	*事業者の申請を承認
LBP-19-3	2019/3/7	FP&L	ライセンス上の技術基準の改定	環境保護団体
LBP-19-4	2019/5/7	Holtec International	中間貯蔵施設の建設・運転許可	環境保護団体
LBP-19-5	2019/6/20	Exelon Generation	原子力運転延長許可申請	環境保護団体
LBP-19-6	2019/7/8	FP&L	ライセンス上の技術基準の改定	環境保護団体
LBP-19-7	2019/8/23	Interim Storage Partners	中間貯蔵施設の建設・運転	環境保護団体
LBP-19-8	2019/10/24	FP&L	ライセンス上の技術基準の改定	環境保護団体
LBP-19-9	2019/11/18	Interim Storage Partners	中間貯蔵施設の建設・運転	環境保護団体
LBP-19-10	2019/12/12	Powertech USA	ウラン採掘施設運転	ネイティブアメリカン部族
LBP-19-11	2019/12/13	Interim Storage Partners	中間貯蔵施設の建設・運転	環境保護団体
LBP-20-01	2020/1/8	(個人)	発電所の内部者通報	(個人)
LBP-20-02	2020/1/23	Exelon Generation	非常事態計画等ライセンス変更	個人・反原子力団体
LBP-20-03	2020/1/8	(個人)	発電所の内部者通報	(個人)
LBP20-04	2020/2/11	Southern Nuclear	発電所の内部者通報	(個人)
LBP20-05	2020/2/21	Team Indus. Serv.	レントゲン装置の取扱規則違反	企業
LBP20-06	2020/6/18	Holtec International	中間貯蔵施設の建設・運転許可	環境保護団体

出典：NRC Issuancesなどから筆者作成

を希望した個人や環境保護団体からの申し立てを、ASLBPが裁定するタイプのものである³¹。つまり、その多くは利害関係人からの各種の申し立てに対する判断であり、しかも参加人適格の有無の判断や、各種主張を適切な時期に提出しているかの判断など³²、手続的なものが目立つ。したがって、その判断には技術的課題のみ

ならず、法的な論点も多くなっている。審判官に多くの法曹資格者が任用されていること、また3名の審判官のうち審判長は必ず法曹資格者が務めることとなっているのは、このような法的判断が求められる場面が多いことを反映している。

³¹ 残り2件 (LBP-16-8とLBP-19-1) は、発電所従業員の原子炉運転員免許の更新拒否などに関する事例である。

³² 主張が適切な時期に提出されていない (untimely) と判

断され却下された事例として、後掲注49)を参照。おおむね、日本法の「時機に後れた攻撃防御方法の却下」(民訴法157条1項)に相当するものと思われる。

表4 実際の立地審査で審判官が示した安全上の懸念

	論点など
1	NRC スタッフは、事業者とは独立に各種の計算を実施したのか
2	隣接することとなる既存プラントに関する情報を活用することで、審査を効率的に実施できたか。また、隣接して立地することによる積み重なりが安全性に及ぼす影響を適切に考慮しているかについての懸念
3	既存発電所と新サイトに建設される新設炉が相互に影響し合うことによる懸念（気象、洪水、地質、避難計画などに関連するもの）
4	放射性物質が放出された場合の大気拡散に関する懸念
5	PSEG 社が想定した高潮等の最大値についての NRC スタッフによる評価の適切性への懸念
6	NRC スタッフの津波評価の適切性への懸念
7	PSEG 社のサイト付近の地層・地震に関連する懸念
8	航空機衝突に関する分析（その分析の適切性や頻度の想定について）
9	最も近傍に居住する住民の通常操業（非事故時）において予想される予想被曝量が許容上限値に迫っている理由
10	サイトにアクセスできる道路の容量に関する疑問
11	環境影響評価で用いた経済データ（失業率）に関する疑問
12	侵略的外来植物（ヨシ草）が多い茂る地域で工事を実施することにより、それが周辺の湿地帯に拡大することへの懸念
13	湿地帯での建設が環境に与える懸念
14	既存発電所での夜間操業時の騒音レベルが高くなっていることへの懸念
15	燃料輸送時の放射線量計算に関する、報告書内部での不整合

出典：ASLBP決定（PSEG Power, LLC., 83 NRC 187, 201-02 (2016).）から筆者作成

3.3.1. 事業者の各種申請に関する判断

ASLBPによる審判には事業者による建設ライセンスなどの各種申請を審査するタイプと、利害関係人による申し立てを審理する対応である。日本の規制委における審査は、原則として事業者が申請した許認可をめぐるものであることから、まず、ASLBPが事業者の申請について判断した具体的な事例を取り上げる。

PSEG 社による早期立地許可申請の事例 (2016)

本件³³は、PSEG社がニュージャージー州に保有するセーラム (Salem) 原子力発電所・ホープクリーク (Hope Creek) 原子力発電所³⁴に隣接する土地に、新規の原子力発電所の立地を計画したものである。

PSEG社は既存サイトに隣接する土地に、原子力発電施設の新たなサイトを設けることを

計画し、必要なライセンスを申請した。原子力発電所の新設を行う事業者は、建設・運転の一括許可³⁵を取得するのに先立ち、ESPを得ることができる。ESPは、本来であれば建設・運転される原子炉の型式・詳細設計を前提に立地の可否を審査すべきであるところ、型式等が具体的に定まっていない段階で立地予定地の適性を審査するものである。

ESPの審査では、事業者が提出した安全性、防災計画、環境防護などの項目をNRCスタッフが審査する。審査結果は、安全評価レポート (Safety Evaluation Report: SER) と最終環境影響報告書 (Final Environmental Impact Statement: FEIS) にまとめられ、NRCスタッフはこれらをASLBPから事案ごとに選ばれた3名の審判官からなる審判会議 (Board) に送付する。

審判会議はこれら報告書・レポートと事業者の申請を調査して、NRCスタッフの判断が適切

³³ PSEG Power LLC, LBP-16-4, 83 NRC 187 (2016).

³⁴ セーラム発電所は1号機と2号機がそれぞれ1977年と1981年に運転開始、ホープクリーク発電所は1976年に運転開始している。両者は別名が付されているが、隣接して

同一サイト内に所在している。

³⁵ 一括許可 (Combined License: COL) とは、従来、別個に審査された建設ライセンスと運転ライセンスの申請を、一括で合理的・効率的に審査する制度である [松尾 2010]。

であったかをレビューする。そのレビューは「NRCスタッフの業務に取って代わるようなものではなく」³⁶、NRCスタッフによる審査が十分なものであったか否かという観点から行われ、決して、一から審査をやり直すようなものではない³⁷。ただし審判会議は、NRCスタッフや事業者の評価を、常に「厳しい目 (hard look)」でレビューすることが要求されている。

本件のために審判会議に選任された審判官3名は、法律の学位を有するRyerson氏 (審判長)、原子力工学の学位を有するArnold氏、地質工学で学位を有するWhite氏である。White氏が選ばれた理由は、本件で地質に関する評価が争点となることが予想されたためと思われる。

本件で審判官は、NRCスタッフによる環境影響報告書などについて、多数の疑問点や質問を示している。それらを表4に列挙した。

例えば、表4の8に示した航空機衝突について審判官は、リスクを個々の空港ごとのデータによる分析 (airport-by-airport basis) で評価すべきか、それとも、総リスク (in the aggregate) で評価すべきかについて、NRCスタッフを問い質している。これに対してNRCスタッフは、個々の近傍空港が有する衝突のリスクは10⁻⁷/年未満であるためそれらは考慮していないこと、しかしたとえそうだとした場合、本サイト周辺地域の全空港が有するリスクの合計も10⁻⁶/年未満であり、これはNRCのガイダンスに定める基準を下回っている旨を回答した。

また、表4の10に示したサイトに通じる道路の整備については、事業者は海岸沿いの湿地帯の上に土手を設けて3車線の道路を新たに建設することを計画していた。これに対して審判官は、道路の新設ではなく、既存のアクセス用道路を改良して通行可能量を拡大すれば周辺環

境への悪影響を抑えることができるのではないか、そのような環境負荷の小さな代替案についても十分に検討したのか、質問している。審判官のこの指摘に対しては、既存発電所の操業と新設工事を同時並行で行うためには、2つの異なった経路を確保することが必要である旨を、事業者とNRCスタッフともに回答した。さらに事業者は、既存道路の拡張などのほかに8パターン of 道路案を検討したものの、提案した方法と比較すると、どれも環境負荷がより大きくなると判断した旨、回答した。

審判会議はこれらの回答を受けて、本件については適切に審査されたと結論し、本件ESPがなされるべきであると結論している。

審査の特徴

このようにASLBPの審判官は、NRCスタッフの安全評価報告書や環境影響報告書を決して鵜呑みにはせず、細かな技術的ポイントについても質問している。ここに、審判官のうち2名が関連する理工学分野から選出されていることの意義を見出すことができる。他方で審判会議の実施プロセスにおいては、必要に応じて書面での詳細レビューを実施するほか、口頭での証人尋問手続きを実施し、宣誓をさせた上で (under oath)³⁸、事前に提出された書面をもとに、評価を実施した専門家などの証言を聴取している³⁹。これらは証言の正確性を法的に担保し、かつ、当事者や関係者の手続的な権利を保障することになるが、これらは、行政法判事 (ALJ) が主宰する行政審判制度と基本的に変わるところはない。ここに、ASLBPの審判官に法曹資格者を含めることの意義を見出すことができる。

³⁶ PSEG Power LLC, 83 NRC at 191, citing Exelon Generation Co., 62 NRC 5, 41 (2005).

³⁷ PSEG Power LLC, 83 NRC at 191.

³⁸ NRC 以外の行政機関で ALJ が主宰する手続で、宣誓下で虚偽の陳述をした場合は偽証罪に問われ得る。NRC の行政審判における証言でも宣誓させているが、厳密な意

味での ALJ ではない NRC の行政審判官が主催する手続でも同様の扱いとなるかは、明らかにはできなかった。

³⁹ ただし、本件で審判官が提示した疑問点への回答などは原則書面で行われ、実際の口頭の証人尋問すべて 1 日で終了した模様である。PSEG Power LLC, 83 NRC at 210.

3.3.2. 利害関係人からの申し立て事項に関する判断

次に、利害関係人からの申し立て事項に関する判断を行った事例として、表3に記載の事例ではないが、2015年のウラン採掘施設の建設をめぐる事例を取り上げる。

ウラン採掘施設の影響をめぐる紛争の事例(2015年)

本件⁴⁰は、NRCスタッフによる審査手続きに、第三者が利害関係人としての参加を求めた事例である。利害関係人が問題としたのは、ウランのインシチュ回収法⁴¹を用いる採掘施設が周辺地域の環境に与える影響であった。

原子力法および1978年ウラン生成残渣物放射線管理法 (Uranium Mill Tailings Radiation Control Act) に基づき、NRCは、核燃料物質及び副生成物質の保有および利用に関するライセンスを付与する権限を有している。ライセンスの付与に際しては、ライセンス対象施設が放射性物質から公衆の衛生と安全を保護するためのNRCの諸規制を満たすことが条件となっている。インシチュ回収法によるウラン回収施設の操業のためには、燃料物質の取り扱いに関するライセンスが必要となる。

Powertech社は、サウスダコタ州のDewey Burdock地区におけるウラン採掘を計画し、2009年2月に、ウラン回収施設の建設に向けて原材料物質と副生成物質に関するライセンスをNRCに申請した(補正して8月に再申請)。NRCは2010年1月に公聴会の募集を行った。公聴会はASLBPの審判会議(審判官)が主宰する。

これに対して、サウスダコタ州に居住するネイティブ・アメリカン部族であるオグララ・スー族(Oglala Sioux Tribe)は、2010年4月に公聴会の開始と本件審査手続きへの利害関係人としての参加を要求した。審判官は2010年8月に、

同部族の利害関係人としての参加を認めた。

この事例において、参加を認められた上記部族は、本件施設の建設・運営により、地下水への影響など各種の損害が生じるおそれを主張した。しかし審判官は、NRCスタッフ及び事業者による環境影響報告書などから、これらの主張には理由がないとして退けた。

次に同部族は、かれらにとって文化的・歴史的・宗教的な意義を持つ場所(史跡)に対して及ぼしかねない影響が、環境影響評価において見過ごされていると主張し、それら懸念が解消されるまでのライセンスの執行停止を求めた。

これについて、審判官は以下のように述べた。「委員会規則10 C.F.R. 51.71(b)により、NRCスタッフはその環境影響評価において“・・・影響を受け得るインディアン部族その他の者から提起された重要な問題や異論についての分析”を含めなければならないとされている」が、本件環境影響評価は、「オグララ・スー族その他多数のネイティブ・アメリカン部族の文化的・歴史的・宗教的な場所に対して、本件プロジェクトが与える影響に関する分析を含んでいるとは言えない」とした。その上で審判官は、2013年に行われた現地調査に参加したネイティブ・アメリカン部族の数が十分ではないこと(*オグララ・スー族は不参加であった)などから、参加しなかった部族をめぐる分析が十分ではないとした。つまり、NRCスタッフの環境影響評価が不十分である可能性を示唆したのである。

その上で審判官は、NRCスタッフとこれら部族に、影響緩和策について協議することなどを求めた。

また本件においては、手続きの途中で原材料物質の取扱いに関するライセンスは付与されていたため、本来であれば、審判官はそのライセンスの即時停止を命じることも可能ではあ

⁴⁰ Powertech USA, Inc. (Dewey-Burdock In Situ Uranium Recovery Facility), LBP-15-16, 81 NRC 618 (2015).

⁴¹ インシチュ回収法 (in situ recovery) とは、ウラン鉱石が

存在する地中に地上からガス・アルカリ・酸などを注入し、溶液等を地上で回収することにより、ウランを回収する採鉱方法をいう。

る⁴²。しかし審判官は、当該部族が現地調査への参加機会が付与されたにもかかわらず参加しなかった点などを指摘し、部族側にも落ち度があることを理由に、即時のライセンス停止は命じなかった。

審査の特徴

本件から読み取れることは、行政審判手続きに利害関係を有すると主張して参加を希望する者・団体が、真に利害関係を有するか（参加人適格を有するか）が常に問題となりうるため、そのたびに法律上の判断が求められるということである。

同時に、本件の審判会議に加わった審判官の一人（Mark O. Barnett氏）は環境工学の専門家であり⁴³、技術的側面からの知見も必要であることが、あらためて確認できる。

3.4. 行政審判に対する委員会によるレビュー

ASLBPの行政審判での結論に不服がある場合には、委員会（Commission）に上訴が可能である⁴⁴。上訴による委員会の審査の対象は、原則として法的論点に限られる、いわば法律審である⁴⁵。そのため事実認定については重要な証拠の見落としや誤認といった明白な誤りがない限り、委員会はASLBPの判断を尊重する⁴⁶。

もちろん、委員会がASLBPの判断を覆した事例もある。例えば、Entergy社の原子力発電所運転ライセンスの変更に関する事例では、反原子力団体（Beyond Nuclear, Don't Waste Michiganほか）が利害関係人としての参加を申し立て、ASLBPがこれを認めた⁴⁷。これに不服を有するEntergy社が委員会に上訴したところ、委員会はその決定において、第三者参加申立人（上記原子力団体）らは、参加が認められるための法的要件を充足していることについて主張を十分に行なっていないとして、ASLBPの判断を取り消した⁴⁸。

このほかにも、ASLBPの判断の全部又は一部を委員会が取り消した事例が、いくつか確認できた⁴⁹。

4. まとめと今後の課題

4.1. まとめ

以上で、本稿でASLBPについて調査・検討したことをまとめると、以下のようになる。

第一に、ASLBPの審判官ないし審判会議の制度は、他の行政機関で広く採用されている行政法判事（ALJ）をモデルとしつつも、法曹資格要件を緩和するなど、NRC独自の制度となっている。それは、法律と技術という異なる専門性

⁴² Entergy Nuclear Vermont Yankee (Vermont Yankee Nuclear Power Station), CLI-06-8, 63 NRC 235, 238 (2008).

⁴³ 同氏のウェブサイトによると、その中でも金属・放射性同位体の動きや、自然界における水質問題を専門としている。

⁴⁴ かつては、ASLBPの判断に不服のある者は、原子力安全許認可上訴パネル（Atomic Safety & Licensing Appeal Panel: ASLAP）に上訴することができた。その判断に対してさらに委員会に上訴することも可能であったが、委員会によるレビューは裁量的なもの（つまり委員会が審査すべきと考える事例のみを審査すればよい。）であった。この裁量上訴制度は、より重要な政策事項に委員会のリソースを集中させることを可能としていた。しかし、ASLAPは1990年に廃止され、翌1991年からは、ASLBPの判断に不服がある場合には、委員会に直接上訴する方式に改められた。制度改正時のNRCの説明（55 FR 42944）によると、その背景には、委員会が決定から遠ざかっていたことに対する批判があった模様である。

⁴⁵ ただし、ASLBPによる裁定すべてが上訴の対象となっている訳ではない。ACUS [2018, p.35]によれば、原子力に関するライセンスのうち特定のものの移転合意に関する

決定は、ASLBPによるものが最終となる。

⁴⁶ なお、NRCの法的判断を補佐するために、上訴裁定局（Office of Commission Appellate Adjudication: OCAA）という部署が設置されている。さらに、重要な法的論点を含む事件では、OCAAはNRCの法務部長（general council）に相談することも可能とされる。

⁴⁷ Entergy Nuclear Operations (Palisades Nuclear Plant), LBP-15-20, 81 NRC 829 (2015).

⁴⁸ Entergy Nuclear Operations (Palisades Nuclear Plant), CLI-15-23, 82 NRC 321 (2015).

⁴⁹ 例えば、Crow Butte Resources (License Renewal for the In Situ Leach Facility, Crawford, Nebraska), CLI-19-5, 89 NRC 329 (2019) では、環境影響評価の一部に問題があるとの申立人の主張を検討したASLBPの決定（81 NRC 401 (2015).）に対して、当該主張は時機に後れたもの（untimely）であるとしてこれに基づく判断を破棄した。また Entergy Nuclear Operations (Indian Point, Units 2 & 3), CLI-16-10, 83 NRC 494 (2016) では、過酷事故の影響緩和策をめぐるNRCスタッフおよび事業者の主張を略式手続きで退けたASLBPの決定（74 NRC 11 (2011).）を覆し、反対に参加人（NY州）の主張を略式手続きで退けるべきとした。

の両立が求められる、NRCの特殊性が反映されたものと言える。

第二に、ASLBPはNRCスタッフの判断や主張を鵜呑みにせず、環境影響評価や安全評価レポートを独立の視点でレビューしている。その際にはASLBPは科学的知見から安全評価などをレビューするリスク評価に徹しており、委員会(Commission)によるリスク管理とは区別されている。またASLBPの判断に対する上訴を委員会がレビューする際は、原則として、法的論点のみ審査する。

第三に、ASLBPの行政審判は準司法的手続きであり、法律的側面も有する。このことは、その判断がNRCの公式先例集(判例集)に収録されることからわかる⁵⁰。そして各審判会議に割り当てられる3名の審判官のうち1名を法曹資格者とするので、これを円滑に処理することを可能としている。

第四に、ASLBPの審判会議手続きのほとんどは、NRCの手続きに利害関係人として参加を希望する第三者からの主張の可否・妥当性の判断に関するものである。また利害関係人であると主張する者の大半は、地域住民や環境保護団体・反原子力団体である⁵¹。その背景として、米国では「原子力安全を争点とした差止め請求などは、まずNRCに対して行わなければならない、その手続を踏まない場合、裁判所には管轄権がないとして訴えが斥けられる」[三菱総研2017,p.71]とされていることを指摘できる。さらに、米国では原子力施設の設置許可などを争

う訴訟の原告適格(standing)が環境団体などに広く認められている[三菱総研2017,p.68]⁵²。これはつまり、訴訟に先立って幅広い利害関係人の意見陳述の機会を確保する点で、ASLBPが第一審の裁判所のような機能も果たしていると評価できる。

第五に、法律的・技術的な観点から審査することで、利害関係人による参加を真に意味のある論点に絞り込み、重要な論点に集中することを可能としている⁵³。また事業者やNRCスタッフと、利害関係人の主張が対立したときに、審判会議の3面構造(両者の主張をもとに、中立の立場から審判官が判断を下すこと)が意味を持つと言える。

4.2. おわりに

以上、本稿ノートでは、米国の原子力規制機関であるNRCが設置する行政審判制度の概要と特徴を紹介した。

我が国で規制委が設立されておよそ10年が経過した。原子力の活用と健全な発展には、規制側の継続的な改善も不可欠であろう。規制委のあり方、とりわけ現状の審査会合による審査体制をめぐっては、今後も議論が続くと思われる⁵⁴。それらの一助とするため、米国のみならず、各国の原子力規制の在り方について、検討していく。

【参考文献】

天野 [2015]: 天野健作『原子力委員会の孤独—原発

⁵⁰ NRCの公式先例集であるNRC Issuanceは、委員会やASLBPの決定などを収録しているが、ときに年間1000頁を超えることもある。

⁵¹ つまり現実のASLBPは、日本の一部文献[例:吉村・伊藤2014]が述べるような事業者などからの異議申立ての審議よりも、地域住民などの第三者の異議申立ての審議(聴取)において、より重要な機能を果たしている。稲村[2021,8-10頁]は、60年超運転をめぐる審査における公衆関与の状況について、論じている。

⁵² しかし、たとえ日本の裁判所が認める原告適格の範囲が、環境保護団体などにも当事者適格を認める米国より狭いことが事実としても、日本における原告適格の範囲が決して「狭い」とは言えないだろう。例えば、福岡地判令和元年6月17日[川内原子力発電所設置変更許可取消請求事件]は、原子力発電所から概ね250km範囲内に居住する

者に原告適格を認めている。

⁵³ なおDickman[2013]は、行政からの政治的な介入に対してもASLBPが独立の立場で検討することで、真に技術的・法的観点からの判断を下すことができるとしている。ASLBPが不当な政治的介入を退けた例として、オバマ大統領(当時)がユッカマウンテン処分場のライセンスを停止しようDOEに圧力をかけた際、法的根拠がないとしてこれを退けた2010年のASLBP決定(U.S. Dept of Energy (High Level Waste Repository), LBP-10-11, 71 NRC 609 (2010).)を挙げる。

⁵⁴ 我が国の規制委のあり方をめぐっては、設立の経緯を詳細に記録した塩崎[2012]のほか、規制委の審査が事業者にとって過剰な負担を強いているという問題意識に立つ天野[2015]や、反対に、規制委の安全審査が十分ではないという問題意識に立つ新藤[2017]といった文献がある。

- 再稼働の真相』[エネルギーフォーラム新書・2015].
- 伊藤 [2019]: 伊藤浩紀「米国会社・証取法判例研究 (No.387)SEC の行政法審判官(ALJ)と合衆国憲法の任命条項の関係 [Lucia et al. v. SEC, 138 S.Ct. 2044 (2018)]」旬刊商事法務 2019 年 12 月 25 日号 54 頁.
- 稲村 [2021]: 稲村智昌「米国及び欧州諸国の原子力発電所の長期間運転を巡る動向」電力中央研究所報告 Y20002 [2021].
- 宇賀 [1984]: 宇賀克也「行政法判事—その現状と改革の動き(上)」ジュリ 826 号 70 頁 [1984]、「同(下)」ジュリ 827 号 61 頁 [1984].
- 宇賀 [1985]: 宇賀克也「行政法判事のセントラルパネルシステム(上)」自治研究 1985 年 11 月号 18 頁、「同(下)」自治研究 1985 年 12 月号 17 頁.
- 宇賀 [2000]: 宇賀克也『アメリカ行政法 [第 2 版]』[有斐閣・2000].
- エネ総工研 [2015]: (一財) エネルギー総合工学研究所「原子力安全規制の継続的改革を目指して～原子力規制制度と組織の在り方に関する研究～」2015 年 7 月.
- エネ総工研 [2017]: (一財) エネルギー総合工学研究所「平成 28 年度諸外国における原子力安全制度の整備状況等に関する調査報告書」2017 年 3 月.
- エネ法研 [2013]: 日本エネルギー法研究所「米国における原子力発電所の安全規制に係る法制度」『諸外国における原子力発電所の安全規制に係る法制』[2013] [畔柳・奥先・福留執筆].
- 大橋真由美「行政不服審査における審理主宰者に関する一考察」成蹊法学 80 号 244 頁 [2011].
- 原環センター [2010]: (公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター『平成 21 年度放射性廃棄物海外総合情報調査報告書』平成 22 年 3 月.
- 小池 [2015]: 小池拓自「新規制基準と原子力発電所の再稼働—川内原発再稼働をめぐる論点を中心に—」調査と情報—Issue Brief— No. 840 [2015].
- 塩崎 [2012]: 塩崎恭久『ガバナンスを政治の手に—原子力規制委員会 創設への闘い』[東京プレスクラブ新書・2012].
- 新藤 [2017]: 新藤宗幸『原子力規制委員会』[岩波新書・2017].
- 鈴木ほか [2006]: 鈴木達次郎ほか「安全規制における「独立性」と社会的信頼—米国原子力規制委員会を素材として」社会技術研究論文集 4 巻 161 頁 [2006].
- 総務省 [2007]: 総務省「準司法的手続きに関する調査研究報告書」平成 19 年 10 月.
- 総務省 [2012]: 総務省「アメリカにおける行政救済法等に関する調査研究」平成 24 年 3 月.
- 高橋ほか編 [2016]: 高橋和之ほか(編)『法律学小辞典 第 5 版』[有斐閣・2016].
- 竹内 [2020]: 竹内純子「原子力を例に、技術利用における安全確保を考える」社会安全学研究 10 巻 1 頁 [2020].
- 田邊 [2014]: 田邊朋行「原子力規制体制の制度的課題とその解決策—敦賀発電所敷地内破砕帯問題—」電力中央研究所報告 Y13024 [2014].
- 西田 [2013]: 西田直樹「世界主要国の原子力規制組織の概要—規制スタッフの重要性と要件—」IEEJ 2013 年 8 月号.
- 西脇 [2014]: 西脇由弘「原子力規制委員会 設置法の要求は実現されているか: 今後の原子力規制委員会のあり方」法と経済のジャーナル Asahi Judiciary 2014 年 1 月 15 日.
- 廣瀬 [2010]: 廣瀬淳子「アメリカの原子力安全規制機関—原子力規制委員会 (NRC) —」外国の立法 2010 年 6 月号 29 頁.
- 深澤 [2018]: 深澤龍一郎「原子力規制委員会に関する一考察」法律時報 2018 年 5 月号 114 頁.
- 松尾 [2010]: 松尾雄司「米国の原子力政策と我が国からの事業展開の動向」日本エネルギー経済研究所、2010 年 9 月 17 日.
- 三菱総研 [2017]: 三菱総合研究所「平成 28 年度発電用原子炉等利用環境調査 (海外諸国における原子力の安全を確保するための規制の動向に関する調査・研究事業) 報告書」2017 年 2 月.
- 吉村・伊藤 [2014]: 吉村元孝・伊藤英二「原子力規制、米 NRC から学ぶべき『組織力』」GEPR (2014 年 06 月 02 日掲載).
- 早稲田大学 [2014]: 「原子力産業への社会的規制とリスク・ガバナンスに関する研究」文部科学省 国家課題対応型研究開発推進事業 原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ成果報告書 2014 年 3 月.
- JANUS [2008]: 日本エヌ・ユー・エス『欧米主要国の原子力法規制の調査 (報告書)』日本原子力産業協会委託調査報告書 2008 年 3 月.
- ACRS [1985]: Panel on ACRS Effectiveness, Advisory Committee on Reactor Safeguards, *Analysis and Recommendations Concerning the Scope, Methods, Management and Effectiveness of the Advisory Committee on Reactor Safeguards*, Sept. 1985.
- ACUS [2018]: ADMINISTRATIVE CONFERENCE OF THE UNITED STATES, NON-ALJ ADJUDICATORS IN FEDERAL AGENCIES: STATUS, SELECTION, OVERSIGHT, AND REMOVAL (2018).
- Barnett [2016]: Kent Barnett, *Against Administrative Judges*, 49 U.C. DAVIS L. REV. 1643 (2016).

- Carrock [2013] : Larry J. Craddock, *Final Decision Authority and the Central Panel ALJ*, 33 J. NAT'L ASS'N ADMIN. L. JUD. 471 (2013).
- Dickman [2013] : Paul T. Dickman, *Making Unpopular Decisions: The U.S. Nuclear Regulatory Commission's Process for Separating Technical and Political Issues*, presented at the 2nd Nuclear Safety Symposium, Japan Atomic Indus. Forum, Oct 22, 2013.
- Dickman [2015] : Paul T. Dickman, *Features of the U.S. NRC Structure and Functions*, 2015.
- Felter [2010] : Edwin L. Felter, Jr., *Accountability in the Administrative Law Judiciary: The Right and Wrong Kind*, 30 J. NAT'L ASS'N ADMIN. L. JUD. 19 (2010).
- Glazar [2012] : Steven A. Glazar, *Toward a Model Code of Judicial Conduct for Federal Administrative Law Judges*, 64 ADMIN. L. REV. 337 (2012).
- House of Representatives [1985] : Surveys and Investigations, House of the Representatives, *Report to The Committee on Appropriations on the Nuclear Regulatory Commission*, March 1985.
- Moliterno [2006] : James E. Moliterno, *The Administrative Judiciary's Independence Myth*, 41 WAKE FOREST L. REV. 1191 (2006).
- NRIC [2021] : National Reactor Innovation Center, *NRC Early Site Permit Roadmap*, INL/EXT-20-60069, June 2021.
- Young [1999] : Ann Marshall Young, *Judicial Independence in Administrative Adjudication: Past, Present, and Future*, 19 J. NAT'L ASS'N ADMIN. L. JUD. 101 (1999).
- Yoder [2002] : Ronnie A. Yoder, *The Role of the Administrative Law Judge*, 22 J. NAT'L ASS'N ADMIN. L. JUD. 321 (2002).

佐藤 佳邦 (さとう よしくに)

電力中央研究所 社会経済研究所

